

第三十九回港湾環境整備負担金部会

令和二年一月二十日（月）

於 東京港芝浦サービスセンター

三階会議室

- 一 開 会
- 二 部会長の選任
- 三 諮問事項の審議
  - ・ 港湾環境整備負担金に係る負担対象工事の指定（案）
- 四 閉 会

出席者

—— 学 識 経 験 者 ——

(特非) 港湾保安対策機構 会長 鬼頭平三

日本大学理工学部まちづくり工学科准教授 押田佳子

—— 港湾・海上公園関係者 ——

(一社) 東京港運協会会長 鶴岡純一

東京倉庫協会会長 今井恵一

(一社) 日本船主協会常務理事 小泉浩信

東京港湾労働組合連合会執行委員長 山田敏也(欠席)

—— 関係行政機関の職員 ——

関東地方整備局長 石原康弘(代理)

関東運輸局長 吉田晶子(代理)

東京海上保安部長 山田昌弘(代理)

—— 東京都職員 ——

港湾経営部長 相田佳子

海上公園課長 安武昌樹

監理担当課長 藤井雅人

企画担当課長 伊藤正勝

開 会 （午後三時二十三分）

○伊藤企画担当課長 それでは、定刻前でございますけれども、委員の皆様おそろいということですので、先に始めさせていただいてもよろしいでしょうか。では、定刻より前ですけれども、開催させていただきたいと思えます。

ただいまから、第三十九回港湾環境整備負担金部会を開会させていただきます。

委員の皆様におかれましては、大変お忙しいところ、お集まりいただきまして、まことにありがとうございます。

議事に入りますまで、進行は、私、港湾局総務部企画担当課長の伊藤が務めさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

早速ではございますが、最初に、定足数についてご報告申し上げます。

本日は、九名の部会委員のうち、代理出席の方を含めまして、八名の委員が出席されております。よって、東京都港湾審議会条例第七条に定められております定足数である過半数に達しておりますので、本日の部会は有効に成立しておりますことをご報告申し上げます。

なお、本部会は公開とさせていただいておりますので、ご承知おきます。

続きまして、部会の進行に関するご案内、及

び配付資料の確認をさせていただきます。

まず、ご発言をいただく際ですが、恐れ入りますが、挙手をいただきまして、マイクを事務局より受け取ってから、ご発言いただきますようお願いいたします。発言が終わりましたら、マイクは事務局がとりに伺いますので、お戻しただければと存じます。

続きまして、机上に置かせていただいております配付資料の確認をさせていただきます。

まず、「会議次第」でございます。

次に、「環境整備負担金部会委員名簿」でございます。

それから、「諮問書」の写しでございます。

次に、資料一といたしまして、「港湾環境整備負担金に係る負担対象工事の指定(案)」でございます。

資料二は、A4横判の資料で、「港湾環境整備負担金対象工事指定に関する附属資料」でございます。

資料三は、「負担割合一覧表」でございます。

資料四は、「東京港港湾区域・臨港地区図(負担区域)」でございます。

このほか、冊子でお配りしております「東京都港湾環境整備負担金条例・同施行規則」と、「港湾環境整備負担金制度について」でございます。

それから、座席表を配付させていただいてお  
りますが、資料に不足等ございませんでし  
ょうか。よろしいでしょうか。

それでは、続きまして、部会委員の紹介をさ  
せていただきます。大変僭越ではございますが、  
私のほうからお名前をご紹介させていただき  
たいと存じます。ご着席のままで結構でござい  
ます。

まず、特定非営利活動法人港湾保安対策機構  
会長の鬼頭委員でございます。

○鬼頭委員 よろしくお願ひします。

○伊藤企画担当課長 日本大学理工学部まちづく  
り工学科准教授の押田委員でございます。

○押田委員 よろしくお願ひいたします。

○伊藤企画担当課長 一般社団法人東京港運協会  
会長の鶴岡委員でございます。

○鶴岡委員 鶴岡でございます。よろしくお願ひ  
します。

○伊藤企画担当課長 東京倉庫協会会長の今井委  
員でございます。

○今井委員 今井でございます。よろしくどうぞ  
お願ひ申し上げます。

○伊藤企画担当課長 一般社団法人日本船主協会  
常務理事の小泉委員でございます。

○小泉委員 小泉でございます。よろしくお願ひ  
いたします。

○伊藤企画担当課長 次の東京港湾労働組合連合会執行委員長の山田委員でございますが、本日は欠席の連絡をいただいております。

次に、関東地方整備局長の石原委員でございますが、本日は加藤副局長が代理出席させていただきます。

○石原委員代理（加藤） 加藤でございます。よろしく願いたします。

○伊藤企画担当課長 次に、関東運輸局長の吉田委員でございますが、本日は交通政策部の松本次長が代理出席しております。

○吉田委員代理（松本） 松本です。どうぞよろしく願いたします。

○伊藤企画担当課長 東京海上保安部長の山田委員でございますが、本日は古川次長が代理出席されております。

○山田（昌）委員代理（古川） 古川です。よろしく願いたします。

○伊藤企画担当課長 以上で、本部会委員のご紹介を終わらせていただきます。

引き続きまして、東京都側の出席者を紹介させていただきます。

港湾経営部長の相田でございます。

○相田港湾経営部長 よろしく願いたします。

○伊藤企画担当課長 監理担当課長の藤井でございます。

○藤井監理担当課長 よろしくお願ひします。

○伊藤企画担当課長 海上公園課長の安武でござ  
います。

○安武海上公園課長 よろしくお願ひいたします。

○伊藤企画担当課長 どうぞよろしくお願ひいた  
します。

以上でございます。

#### 部 会 長 の 選 任

○伊藤企画担当課長 続きまして、次第の部会長  
の選任に移らせていただきます。

本日は、平成三十年十月に港湾審議会委員の  
改選があつて以降、初めて開かれる負担金部会  
でございます。本部会の部会長は、東京都港湾  
審議会条例第八条の第三項によりまして、部会  
委員の皆様の互選により選任していただくこ  
とになっております。

それでは、部会長の選任につきまして、どな  
たかご推薦の発言をお願ひいたします。では、  
よろしくお願ひいたします。

○今井委員 東京倉庫協会の今井でございます。

部会長の選任につきまして、ご提案を申し上  
げたいと思います。大変ご苦勞をおかけしま  
すが、前期に引き続きまして、豊富な経験と高い  
見識をお持ちの鬼頭委員に部会長にご就任い

ただきますよう、ご推薦いたしたいと存じます。部会委員の皆様のご賛成をいただければ幸いです。でございます。

○伊藤企画担当課長 ありがとうございます。ただいま、今井委員からご提案がございましたが、皆様、いかがでございますようか。

(「異議なし」の声あり)

○伊藤企画担当課長 ありがとうございます。

異議なしということでございますので、鬼頭委員に港湾環境整備負担金部会の部会長をお願いしたいと存じます。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

それでは、早速でございますが、鬼頭部会長よりご挨拶を頂戴いたしまして、以降の進行を部会長にお任せしたいと存じます。よろしくお願ひいたします。

○鬼頭部会長 改めまして、鬼頭でございます。よろしくお願ひいたします。

皆様のご推薦をいただきまして、前期に引き続き負担金部会の部会長を務めさせていただきますと思います。委員の皆様におかれましては、何とぞご協力を賜りますよう、よろしくお願ひしたいと思います。

#### 諮問事項の審議

・港湾環境整備負担金に係る負担対象工事の指

定（案）

○鬼頭部会長 早速であります。議事を進めさせていただきます。と思います。

それでは、諮問事項の審議に入らせていただきます。と思います。

既に、都知事のほうから、港湾審議会に対して、「港湾環境整備負担金に係る負担対象工事の指定」について諮問をいただいております。お手元には、その諮問書の写しを配付させていただきます。いただいております。

まずは、この諮問事項につきまして、説明を受けたいと思います。ご説明、よろしく願います。

○相田港湾経営部長 それでは、ご説明をさせていただきます。港湾経営部長の相田でございます。着席にて、説明させていただきます。

それでは、資料一の諮問案の内容につきましてご説明させていただきます。当たりまして、まず、その概要をまとめました資料二という資料がございますので、そちらをごらんいただいて、制度の概要等も含めて、ご説明をさせていただきます。と思います。

資料二の左側の「一 制度の概要」、(一)趣旨でございますが、この制度は、昭和四十八年の港湾法の改正により導入された制度で、臨港

地区または港湾区域内において、一定以上の面積で事業を行っている事業者の皆様に対し、港湾管理者が行う港湾環境の整備、または保全のための工事費用の一部につきまして、ご負担をいただくものとございます。

東京都におきましては、東京都港湾環境整備負担金条例、及び同条例施行規則を制定し、昭和五十六年度よりご負担をいただいているところでございます。

次に、(二)負担対象事業者でございます。臨港地区、及び港湾区域内に立地する工場、または事業場、例えば倉庫、上屋、事業所等になりますが、その敷地面積の合計が一万平方メートル以上の事業者の皆様にご負担をいただいております。

次に、(三)負担対象工事でございます。港湾環境整備施設、以下、緑地と申しますが、こちらの建設・改良工事、緑地の維持工事、水面清掃工事の三つが対象となっております。

次に、(四)負担金の計算方法でございます。工事に要した費用に、工事の種類や公園の種類に応じて定めた負担割合を乗じまして、さらに負担区域内の事業場総面積に対する各負担対象事業者の敷地面積の割合を乗じて得た額が、ご負担いただく額の計算方法となっております。

負担割合、及び負担区域の詳細につきまして、それぞれ資料三、及び資料四でご説明をさせていただきます。と思います。

まず、資料三をごらんください。負担割合一覧表でございます。負担割合につきましては、他港の状況等も勘案しながら、各公園の機能、目的、主たる利用対象者の状況に応じ種別化し、設定させていただいております。なお、晴海ふ頭公園、及びフェリーふ頭公園については、休園中のため、今年度の負担金においては対象から外れております。

続きまして、資料四をごらんください。東京港の港湾区域、及び臨港地区をお示ししたもので、こちらが負担区域となります。

図の右下の表の上段にお示ししてありますように、太い黒線で囲われた範囲の水域部分が港湾区域でございます。面積は、五千百六十五・八ヘクタールでございます。赤い線で囲われております陸域部分が臨港地区でございます。面積は千二十八・一ヘクタールでございます。また、青色で表示しております①から⑩の十公園が、負担金の対象となる公園の所在地でございます。

それでは、資料二の一ページにお戻りいただけますでしょうか。右側のほうに移りまして、「二 令和元年度負担金(案)」でございます。

負担金の総額は、三千四百四万余円となっております。前年度の負担金三千七百二十八万余円に対し、三百二十四万余円の減となっております。負担対象事業者は七十四社となっております。前年度と比べまして二社減少となっております。一社当たりの平均額ですが、四十六万円となっており、前年度と比べまして三・一万円の減となっております。

その下の負担金の内訳については、工事の種類ごとに負担金の額をお示ししたのですが、詳細については次のページ以降でご説明させていただきます。

一ページの下の部分の「三 今後の手続（予定）」でございます。本日の部会におきまして、諮問案についてご審議をいただき、ご了承いただけましたらば、二月に、資料一記載の「負担対象工事の指定について」の告示を行う予定です。その後、同月中に納付書を送付させていただきます。三月末までに事業者の皆様へ納付いただく予定としております。

なお、東京都港湾審議会条例の規定により、本日、ご審議いただいた結果につきまして、第九十六回東京都港湾審議会において、鬼頭部長よりご報告をいただければと思っております。

それでは、資料二の二ページをごらんください。

い。緑地の建設・改良工事の概要でございます。

まず、城南島海浜公園についてですが、海沿いの園地が地盤沈下により大潮や台風の際に水没し、公園利用に支障を来しているため、改修を行うものでございます。また、ベンチ、ごみ箱等の施設が全面的に老朽化しておりますので、あわせてこれらを一新し、公園のリニューアルを総合的に行うものでございます。平成三十年度は、基本・実施設計を行いました。

二段目の品川北ふ頭公園、それから三段目の暁ふ頭公園につきましては、老朽化したトイレの改築を行うものでございます。暁ふ頭公園につきましましては、あわせて老朽化したあずまやの改築も行います。こちらについても、平成三十年度は基本・実施設計を行いました。

これらの設計に要した費用が六百六十七万余円、各公園の種別ごとに設定しました負担割合、及び敷地面積の割合を乗じて算出した結果、負担額が五十万余円となっております。

三ページ、四ページには、それぞれの整備箇所を図面を記載しておりますので、あわせてご覧いただければと思います。

続きまして、五ページをごらんください。緑地の維持工事の概要でございます。

城南島海浜公園ほか七公園の清掃、除草、施設の修繕等の維持管理を実施いたしました。対

象公園ごとの工事に要した費用に対し、各公園の種別ごとに設定しました負担割合、及び敷地面積の割合を乗じて算出した結果、負担額が一千六百四十一万余円となっております。

六ページには、維持工事の実施状況の参考として写真を掲載してございますので、ごらんいただければと思います。

続きまして、七ページをごらんください。水面清掃工事の概要でございます。

東京港の港湾区域内に浮遊するごみや流木等を、清掃船で回収する港内清掃を実施いたしました。工事に要した費用が二億四千七百九万余円、負担割合、及び敷地面積の割合を乗じて算出した結果、負担額が一千七百十一万余円となっております。なお、水面清掃工事の実施状況ですが、平成三十年度は二千二百四十二立方メートルのごみを回収してございます。

以上が、令和元年度の港湾環境整備負担金の概要となります。

これらの内容について、所定の様式に落としものが資料一となります。恐れ入りますが、お手元にお配りしてございます資料一「港湾環境整備負担金に係る負担対象工事の指定（案）」の二ページ目、負担対象工事の指定について（案）をごらんください。

表の最上段にあります①の工事の種類から、

⑧の当該工事に係る負担区域内にある工場又は事業場の敷地等の合計面積まで、項目ごとに、順次、ご説明申し上げます。なお、①から⑧までの各項目は、知事が負担対象工事を指定する場合に、条例に基づいて告示する事項でございます。

まず、①の欄の工事の種類でございます。一の港湾環境整備施設（施設の敷地を含む。）の建設又は改良の工事は、港湾法第二条第五項第九号の三に定められている海浜、緑地、広場、植栽等の整備を行うものでございます。

二の港湾環境整備施設（施設の敷地を含む。）の維持の工事は、今、申上げた施設に係る清掃、除草等の維持管理を行うものでございます。三の漂流物の除去その他の水面清掃のための工事は、清掃船による港内清掃等を行うものでございます。

②の欄は、工事の名称でございます。一の建設又は改良の工事は、城南島海浜公園、品川北ふ頭公園、及び暁ふ頭公園の整備工事でございます。

二の維持工事は、城南島海浜公園ほか七公園の維持工事でございます。

三は、東京港港湾区域内の水面清掃工事でございます。

③の欄は、それぞれの工事の実施された場所

をお示ししております。

④の欄は、工事の完了した日でございまして、  
⑤の欄は、それぞれの工事に要した平成三十年  
度の費用でございます。

⑥の欄は、負担区域でございます。一の建設  
又は改良の工事、及び二の維持工事につきまし  
ては、陸域の臨港地区が負担区域でございます。  
三の水面の清掃工事につきましては、水域の港  
湾区域、及び陸域の臨港地区が負担区域となり  
ます。

⑦の欄でございますが、それぞれの工事に要  
した費用に対する負担の割合でございます。

⑧の欄は、当該工事に係る負担区域内にある  
工場又は事業場の敷地等の合計面積でござい  
ます。

諮問案に関する説明は以上でございます。

なお、原案をお認めいただけましたら、事務  
局としましては、資料一、資料二を用いまして、  
本審議会に報告することとしたいと考えてお  
ります。

よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○鬼頭部会長 ありがとうございます。

ただいま、事務局のほうから諮問事項に対す  
る説明をいただきましたが、部会の委員の皆様  
から、ご質問、ご意見等ございましたら、ご  
発言をお願いしたいと思います。いかがでしょ

うか。

（「異議なし」の声あり）

○鬼頭部会長 よろしゅうございますか。

それでは、異議なしというご発言もございましたので、港湾環境整備負担金に係る負担対象工事の指定については、原案どおりとする旨、決議をいたしたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○鬼頭部会長 ありがとうございます。

異議なしということでございますので、原案を適当とする旨、答申をすることといたします。それでは、私のほうから、答申書を相田港湾経営部長にお渡ししたいと思いますが、若干準備がございますので、お待ちをいただきましたと思います。

では、答申書をお渡しします。

本日、諮問のあった負担対象工事の指定については、原案を適当と認める。

令和二年一月二十日。

東京都港湾審議会会長、工藤泰三。

（答申書手交）

○鬼頭部会長 それでは、以上をもちまして、諮問事項の審議を終わらせていただきましたと存じます。委員の皆様におかれましては、円滑な進行にご協力をいただきまして、大変ありがとうございました。

うございました。

本日の審議経過、及び審議結果ですが、東京都港湾審議会条例の第八条第四項に基づきまして、第九十六回港湾審議会において、私から報告をさせていただきたいと存じます。その際の報告では、先ほどお話のありました事務局案のとおり、資料一と資料二を使用することといたしますので、ご了承をいただきたいと思います。

それでは、閉会に当たりまして、事務局のほうから、相田部長からご挨拶を申し上げたいということですので、よろしく申し上げます。

○相田港湾経営部長 本日は、大変お忙しい中、本負担金部会にご出席いただき、ご審議を賜りまして、まことにありがとうございました。

ただいま諮問案につきましては、原案を適当とするという旨、答申を頂戴いたしました。

東京都は、港湾管理者といたしまして、関係事業者の方々のご理解を得て、港湾環境整備負担金制度を適切に運用しながら、港湾環境の保全になお一層努めてまいりますので、今後ともご指導のほど、よろしくお願い申し上げます。どうもありがとうございました。

○鬼頭部会長 ありがとうございました。

それでは、最後に、事務局のほうから連絡事項がありましたら、よろしく申し上げます。

○伊藤企画担当課長 鬼頭部会長、円滑な議事進行をいただきまして、まことにありがとうございます。

本日の議事資料、及び議事録につきましては、後日、当局のホームページに掲載する予定でございます。

また、先ほど部会長よりご案内がありましたとおり、本日の審議につきましては、第九十六回の東京都港湾審議会における報告事項とさせていただきますと存じます。委員の皆様にご案内申し上げます、来週の一月三十一日に開かれる港湾審議会につきましては第九十五回の港湾審議会になっておりまして、来週の一月三十一日の審議会には、事務の手續上、今回の報告は間に合いませんので、その次の港湾審議会に報告をさせていただきますと考えてございます。

第九十六回の審議会に関する日程ですとか、議事内容につきましては、決まり次第、別途ご案内をさせていただきますと存じます。来年度、四月以降の開催になってくるかと思っております、日程が決まりましたら、ご案内させていただきますと存じます。

委員の皆様におかれましては、大変お忙しいところ恐縮でございますが、来週の一月三十一日とともに、審議会に出席いただければと思

ますので、よろしくお願いいたします。

以上、事務局からの連絡事項でございました。

○鬼頭部会長 それでは、これもちまして、第三十九回の港湾環境整備負担金部会を閉会とさせていただきます。本日は、ありがとうございました。

閉 会 （午後三時四十六分）

―― 了 ――